

軽・中等度難聴児の補聴器購入費の一部を助成します。

平成 25 年 9 月から身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児の言語習得やコミュニケーション能力の向上を図るため、補聴器購入費に対する一部助成をはじめました。

▶ 対象者

次のいずれにも該当する 18 歳未満の難聴児

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上 70 デシベル未満（医師が認めた場合は 30 デシベル未満も含む）の者であって、身体障害者手帳の交付の対象とならないもの
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等について一定の効果が期待できると医師が判断する者
- (4) 対象児又はその属する世帯の他の世帯員のうち、市民税所得割額の最多納税者の納税額が 46 万円未満であること

▶ 助成額

補聴器購入費（基準価格）の 3 分の 2

▶ 助成対象となる補聴器の種類と基準価格

補聴器の種類	1 台あたりの基準価格(円)	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽・中等度難聴用ポケット型	43,200	補聴器本体(電池含む) イヤモールド（イヤモールドを要しない場合は、基準価格から 9,000 円を除く額とする）	原則 5 年
軽・中等度難聴用耳かけ型	52,900		
高度難聴用ポケット型	43,200		
高度難聴用耳かけ型	52,900		
重度難聴用ポケット型	64,800		
重度難聴用耳かけ型	76,300		
耳あな型(レディメイド)	96,000		
耳あな型(オーダーメイド)	137,000	補聴器本体(電池含む)	
骨導式ポケット型	70,100	補聴器本体(電池含む)、骨導レシーバー、ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200	補聴器本体(電池含む)、平面レンズ（平面レンズを要しない場合は、基準価格から 1 枚につき 3,600 円を除く額とする）	

▶ **申請に必要なもの** ※購入する前に申請が必要です（購入後は対象外）。

- (1) 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成申請書、印鑑
- (2) 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成意見書（指定医に限る）
- (3) 補聴器販売業者が作成した見積書（十日町市補装具登録業者作成に限る）

▶ **十日町市補装具登録業者（25. 8. 1 現在）**

業者名	住所	電話
コバヤシ	十日町市山崎己 1415	025-763-2245
(有) ニワノ	十日町市新座甲 503-1	025-757-1902
めがねのミヤザワ	十日町市伊達甲 1025-1	025-758-2981
(株) 優耳	小千谷市本町 2-1-2 ジョイナビル 1F	025-886-5532
(有) 朝日堂	長岡市大島本町 3 丁目 10 番地 7	0258-27-3685
(株)イーチアザー	長岡市城内町 2 丁目 5-3	0258-37-1302
内山メガネ補聴器	長岡市北山 4-39-5	0258-27-8003
北陸補聴器 (株) 北日本補聴器センター長岡店	長岡市表町 1-10-5	0258-39-3480
ニイガタエイド (株)	長岡市東坂之上町 2-2-6	0258-34-6007
マキチエ (株)	長岡市東坂之上町 2-3-6	0258-35-1279
(株) 悠久堂医科器械店	長岡市石動南町 8-1	0258-47-1848
Rヒヤリング (株)	上越市本町 4 丁目 2 番 21 号	025-520-5552
北陸補聴器 (株) 北日本補聴器センター上越店	上越市東本町 3-1-39	025-525-8520
(有) さかえ補聴器	新潟市中央区水島町 3-18	025-245-1923
北新潟リオネット販売 (有)	新潟市本町 1 丁目 2 番 2 号	0254-22-4883
(有) ひまわりめがね	福井県福井市柝泉 28-2-6	0776-41-3225

▶ **申請後の流れ**

- (1) 申請 申請先：市役所福祉課障がい福祉係または各支所市民課
- (2) 審査・決定 内容を審査し、書面にて助成を決定します。
決定：申請者に助成決定通知書、助成券を郵送します。
却下：申請者に却下通知書を郵送します。
※申請から決定まで 1～2 週間程度時間を要します。
- (3) 購入・支払 ①決定通知書の到着後、補聴器販売業者（見積業者）から購入してください。
②購入後、申請者は業者に助成券に記載してある利用者負担額を直接支払います。その際、助成券の「受領年月日」、「受領者氏名」及び委託者（申請者）に記入・押印のうえ、業者へ渡してください。

▶ **問合せ・申請先**

〒948-8501 十日町市千歳町 3 丁目 3 番地 十日町市福祉課障がい福祉係
電話 025-757-3782（直通）